

最新ニュースをお届けします！



No.182

栗山監督 WBC 優勝おめでとう プレゼントキャンペーン

公園内の「栗山監督応援花壇」に栗山監督 WBC 優勝の花を咲かせようとお祝い企画を実施します！

【参加方法】 ※監督の背番号にちなんで 89 人限定です。

- ①なかよし動物園内の KPS（クリヤマパークショップ）で 300 円以上お買い物をしてくれた方に野球ボール型のオリジナルメッセージカードをプレゼント②
- ②監督や選手への感動の想いや熱い応援メッセージを記入
- ③専用 BOX に投函していただいたものを「栗山監督応援花壇」横の専用ボードに掲示します。



YouTube で
栗山公園の
ドローン映像
公開中です！

【問い合わせ】 栗山公園案内所 ☎ 72-0706
指定管理者 株式会社たかはしダリア

【最新情報を簡単アクセス】
★栗山公園公式ホームページ
<http://t-daria.com/parktop>



No.10

学田と南角田の事始め「成墾記念碑」

町史資料調査室・研究員／青木 隆夫

町史の 隠れ家

栗山の知られざる歴史、今ここに蘇る

町内には「成墾記念」と記された三つの碑があります。北学田、南学田の神社にある石碑と、南角田の「不動の滝」付近に建つ木碑です。

「成墾」は農地開墾を成し遂げたという意味。当時の東北帝国大学農科大学（現在の北大）が農場用地として、土地の払下げを受けた時のものと、多良津御料地の入植者が、帝室林野（現在の林野庁）から土地の払下げを受けた時の、いずれも小作として入植した人たちが記念に建立したものでした。

明治期には「北海道土地払下規則」や「北海道国有未開地処分法」が制定され、一定期間に開墾が完了すれば、検査後に土地を得られる制度がありました。これらの碑は、

その時の記念碑です。南学田、北学田の碑はいずれも明治42年4月に建立され、碑面の裏に刻まれた撰文に伊藤廣幾が経緯を記し、題字の「精業成農」を佐藤昌介、「成墾記念碑」は南鷹次郎、ともに大学関係者の筆によるものです。

南角田の碑は多良津御料地の開墾後の明治43年に建立され、平成4年に新たに再建されたことが記されています。農地の広がり、今の栗山の形となりました。



北学田神社境内の「成墾記念碑」

YouTube で
歴史コンテンツ
公開中！



町史資料調査室
☎ 76-7820

No. 81

新しい力で栗山を元気に
地域おこし
協力隊です



情報発信プランナー

西村 さやか 隊員

皆さんの「好き」はなんですか？♪

昨年3月に情報発信プランナーとして着任後、同チームの望月隊員が管理する町公式noteの姉妹 SNS としてインスタグラムを開設しました。

こちらは「町の音（魅力）」を写真に切り取って発信するものとして、素敵な風景や行事、人などを丁寧に投稿しています。

今までは感覚で撮影していた写真でしたが、撮影をしていく中で、町の情報発信者の一人としてきちんとカメラを学び、質の良い写真を撮りたいという気持ちが生まれ、昨年写真教室に通っています。そのご縁で3月に写真展にも出展しました。出展することに恥ずかし

さがありました。先生のお声掛けで出してみることになりました。出展写真に触れることで「こんな色味の写真を撮ってみたい」「この景色を私ならどう撮るのかな」など、いろんな想いが湧き上がり、刺激をもらいました。参加者交流の中で「栗山に行って写真を撮ってみたい」と嬉しい言葉もいただきました。

私は音楽の活動を長年続けており、音楽で出会った繋がりもたくさんあります。「好きなこと」を追及することで予期せぬワクワクに出会えることがあります。「好き」があるだけで日々の暮らしが豊かになるのかなと改めて思う今日この頃です。

ご相談、お受けします (行政相談所のお知らせ)

住民の相談相手として、行政への苦情や要望などの相談をお受けします。行政相談委員は総務省の委嘱を受けた民間有識者です。

相談所開設日	時間	場所
5月12日(金)	10:00 ～ 12:00	総合福祉センター「しゃるる」
7月11日(火)		
9月12日(火)		南部公民館
10月22日(日)		
11月14日(火)		総合福祉センター「しゃるる」
1月9日(火)		
3月12日(火)		



どうぞお気軽に
ご相談ください

●行政相談委員
松本 俊哉さん
☎ 72-4868
hktoshi@gmail.com

～町民団体の連携・活動を応援します！～ 栗山町まちの魅力アップ交付金

町民団体の相互連携や協力による新たな活性化事業を応援する交付金制度です。

【対象団体(次の全てを満たす団体)】

- ・町民団体またはこれらの連合体
- ・主な構成員が町内在住・在勤・在学の者
- ・5人以上で構成され、代表者が18歳以上
- ・会則などを有し、適切な会計処理を有する

【対象事業】

まちの魅力を生かした地域活性化・賑わい創出事業(環境美化・装飾事業、地域の魅力再発見イベント、食の体験事業など)

※1事業につき上限は、1年目30万円

2年目24万円、3年目15万円

【問い合わせ】

町経営企画課地域政策グループ
☎ 73-7502



詳細はこちら